働 者 災 害 補 償 保 険 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 する省 户 一 个 に 0 11 7 参 照 条 文

は保 `険 こ法 0 保昭 険和 \mathcal{O} $\stackrel{-}{\longrightarrow}$ 適十二 事年 業法 定律 係第 が五 労士 働号

者 及(砂沙 及 そ \mathcal{O} 遺 族 に 0 1 て、 社 会 復 帰 促 進 等 事 業 لح し て、 次 \mathcal{O} 事 業 を 行 う

○労働者災害補償 ○労働者災害補償 ○労働者災害の時 ことができる。 一・二(略) ・二(略) ・温 業務災害の時 ・温 できる。 げ切防 な止 実に 施関 ののす 確る 施保が経済が 並動 関づに して必要した賃金でに対する。 |要な基準は、厚生労働省令で定める。金の支払の確保を図るために必要な事!|る援助、健康診断に関する施設の設置 置 業 及 75 運 営 そ \mathcal{O} 他 労 働 者 \mathcal{O} 安 全 及 び 衛 生 \mathcal{O} 確 保

るも 事 業 実

 \bigcirc 年 労働 省 令第二 十二号)

第 んとする。 る。事 労 働 時 間 等 設 定 改 善 推 進 助 成 金 均 衡 待 遇 • 正 社 員 化 推 進 奨

励

←金

連はつ総 他 支合五い額十労及十法労前のそ給団十てが五働び四第半 号援のす体人は三条時職条 に助構る(、一億 間場 規の成も以卸億円労等意法九ヶ 規定する措置の害児 規定する措置を行つた事 に対すると に対する に対す に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対す に対す に対す に対す に対す に対す に対す に対し に対し に対し において「事業主団体 大はサービス業を主たる事 設定改善推進助成金 設定改善推進助成金 設定改善推進助成金 設定改善推進助成金 と 表第一項第三号に掲げ 系第一項第三号に掲げ 系第一項第三号に掲げ 体事のたは 等業常る と時事次 とす雇業の いる用と各 ⇒mと各 う事すす号 °業ァ 業るるの ご主労事い にに働業ず 対つ者主れ しいのにに てて数つも、けがい計 はがい該 そ百三て当 の人百はす 人五る 施を一千中 す超小万小 るえ売円企 第な業 一いを卸事 号事主売業 に業た業主 規主るをへ 定を事主そ すい業たの るうとる資措 。す事本) る業金 置 のの事との 内団業す額 容体主る又 に又に事は 応はつ業出 じそい主資 てのてにの

実事す 施業る の主労 状団働 況体者 等の けであること。の労働時間等の \mathcal{O} 設 定 \mathcal{O} 改 善 が 义 6 れ る ょ う、 当 該 構 成 事 業 主 に 対 Ļ 相 談 指 獐 そ \mathcal{O}

を 明 6 か にする書 類 を 整 備 l 7 1 る事 業主 寸 体等であること。